

会議及び会議結果の公開について（案）

- 1 委員会については、原則として公開で行うこととする。ただし、個人情報を含む事項など、神奈川県情報公開条例第5条各号に該当する事項について意見を聴取する場合や、公開することにより本委員会の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合については、座長が委員会に諮ったうえ、委員会の一部又は全部を非公開とすることができるものとする。
- 2 委員会の傍聴に係る細部の取扱いについては、「神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会傍聴要領」（別紙）のとおりとする。
- 3 委員会の結果については、原則として会議の翌日に会議の議題や結果概要を記載した「会議速報」を公表するとともに、各委員に確認のうえ、発言者氏名と発言の全内容を記載した議事録を作成し、「会議結果」として、終了後3週間以内を目途に公表する。
- 4 配布資料は、原則として公開とし、会議結果と併せて公表する。但し、1における取扱いに準じて、その一部又は全部を非公開とすることができるものとする。